国立研究開発法人国立がん研究センターPPPノPFI手法導入優先的検討規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立がん研究センター(以下、「センター」という。) の公共施設等の整備等における優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることに より、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に整備するとと もに、低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11年法律第117号)
 - 二 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
 - 三 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する 事業
 - 四 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
 - 五 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
 - 六 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
 - 七 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、 国民に対するサービスの提供を含む。
 - 八 優先的検討 この規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、 多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う 従来型手法に優先して検討すること
 - 九 指針 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年度 改定版)」(令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定)

(対象とするPPP/PFI手法)

第3条 この規程の対象とするPPP/PFI手法は次の各号に掲げるものとする。

一 民間事業者が公	イ	公共施設等運営権方式	
共施設等の運営等	口	包括的民間委託	
を担う手法	ハ	0(運営等 Operate)方式	
二 民間事業者が公	1	BTO 方式(建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate)	
共施設等の設計、建	口	BOT 方式(建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer)	
設又は製造及び運	ハ	BOO 方式 (建設 Build-所有 Own-運営等 Operate)	
営等を担う手法	=	DBO 方式(設計 Design-建設 Build-運営等 Operate)	
	ホ	RO 方式(改修 Renovate-運営等 Operate)	
	^	ESCO	

- 三 民間事業者が公 共施設等の設計及 び建設又は製造を 担う手法
- 三 民間事業者が公 イ BT 方式 (建設 Build-移転 Transfer) (民間建設買取方式)
 - 共施設等の設計及 口 民間建設借上方式
 - ハ 特定建築者制度等(市街地再開発事業の特定建築者制度、 特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画 整理事業の業務代行方式)

(優先的検討の開始時期)

- 第4条 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及 び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次の各号に掲げる場合その他の公共 施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。
 - 一 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進 に関する関係省庁連絡会議決定)IVの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
 - 二 所有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
 - 三 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

(優先的検討の対象とする事業)

- 第5条 次の各号に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。
 - 一 次のイからロまでのいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及 び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
 - 二 次のイからロまでのいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - イ 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
 - ロ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。
 - 一 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
 - 二 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
 - 三 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
 - 四 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

(適切なPPP/PFI手法の選択)

- 第6条 センターは、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次条の簡易な検討又は第8条の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法(以下、「採用手法」という。)を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。
- 2 センターは、採用手法が次の各号に掲げるものに該当する場合には、次条の簡易な検討

を省略し、第8条の詳細な検討を実施することにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- 一 当該事業が施設整備業務の比重が大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なもの に該当する場合におけるBTO方式
- 二 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

(簡易な検討)

- 第7条 センターは、別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次の各号に掲げる費用等の総額(以下、「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。なお、前条において複数の手法を選択した場合は、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。
 - 一 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用
 - 二 公共施設等の運営等の費用
 - 三 民間事業者の適正な利益及び配当
 - 四 調査に要する費用
 - 五 資金調達に要する費用
 - 六 利用料金収入
- 2 センターは、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項にかかわらず、次の各号に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。
 - 一 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
 - 二 類似事例の調査を踏まえた評価

(詳細な検討)

第8条 センターは、前条の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された 公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタント を活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比 較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した 場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第9条 センターは、第7条第1項の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手 法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める時 期にインターネット上で公表するものとする。

- ー PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定 価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- 二 PPP/PFI手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期
- 2 センターは、第7条第2項の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める時期にインターネット上で公表するものとする。
 - 一 PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容(当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。) PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
 - 二 客観的な評価結果の内容(当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるもの に限る。) 入札手続の終了後等適切な時期
- 3 センターは、前条の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める時期にインターネット上で公表するものとする。
 - PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定 価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅 滞ない時期
 - 二 PPP/PFI手法簡易評価調書の内容(前条の詳細な検討の結果を踏まえて更新 した場合は当該更新した後のもの) 入札手続の終了後等適切な時期

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則(令和6年規程第47号)

(施行期日)

この規程は、令和6年10月10日から施行する。

PPP/PF I 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等	等を行う手法)	
を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他		•
(前提条件等)		

PPP/PF I 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用 (PSC) の算定根拠

公共施設等の整備等(運営等			
を除く。)の費用			
公共施設等の運営等の費用			
民間事業者の適正な利益及び			
配当			
調査に要する費用			
資金調達に要する費用			
利用料金収入			
(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠			
公共施設等の整備等(運営等			
を除く。)の費用			
公共施設等の運営等の費用			
利用料金収入			
資金調達に要する費用			
調査に要する費用			
税金			
民間事業者の適正な利益及び			
配当			
(3) その他の仮定			
事業期間			
割引率			